

事業所等の数え方について

整備すべき業務管理体制は、障害福祉サービス事業者が運営する事業所等の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点についてご注意願います。

- ◇ 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに 1 事業所と数えます。
(同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。)

例 1 : 「生活介護」と「就労継続支援 B 型」の指定を併せて受けている場合
→ 事業所数は「2」となります。

例 2 : 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の指定を併せて受けている場合
→ 事業所数は「3」となります。

例 3 : 行動援護の指定を受けている事業所が、移動支援サービスを受託している場合
→ 事業所数は「1」となります(委託はカウントしない)。

- ◇ その場合、「事業所名」及び「事業所所在地」欄への記載については、名称等が同一の事業所等であっても省略せずに記載してください。

- ◇ 休止中の事業所についても数に含めてください。その際、備考に休止中の旨を記載してください。

<記載例>

事業所名	サービス種別	事業所所在地	備考
多機能事業所〇〇	生活介護	埼玉県川口市〇〇1-1-1	
多機能事業所〇〇	就労継続支援 B 型	埼玉県川口市〇〇1-1-1	
児童デイサービス〇〇	児童発達支援	埼玉県川口市〇〇2-2-2	
児童デイサービス〇〇	放課後等デイサービス	埼玉県川口市△△2-2-2	
児童デイサービス〇〇	保育所等訪問支援	埼玉県川口市△△2-2-2	※休止中

- ◇ 所管法又は該当条文が異なる複数の事業所の指定を受けている場合は、それぞれの条文に基づき届出が必要になります。

例 1 : 指定特定相談支援と障害児相談支援を実施している場合
→ 障害者総合支援法の指定相談支援事業者、児童福祉法の指定障害児相談支援事業者の届出が必要

例 2 : 居宅介護等の訪問系事業所が、介護保険法による訪問介護も実施している場合
→ 障害者総合支援法、介護保険法の届出が必要